

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の改定(見直し)案の記載内容

章	節	構成	主な記載内容 (○印は新規)	備考
1 総則	第1節	計画の目的	福井県の原子力発電所・事業所を対象	
	第2節	計画の性格	計画の位置づけ	
	第3節	計画の周知徹底	防災関係機関への計画の周知・習熟	
	第4節	計画の修正に際し遵守すべき指針	原子力災害対策指針を遵守	
	第5節	計画の基礎とするべき災害の想定等	福島第一原発事故と同規模の放出量を想定	
	第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	「防護準備重点区域」を含む市を高島市、長浜市	
	第7節	放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置	防護措置の必要性	指針改訂予定
	第8節	防災関係機関の事務または業務の大綱	防災関係機関が処理すべき事務等の大綱	
	第9節	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	
2 災害事前対策	第1節	基本方針	第2章全体の基本方針	
	第2節	原子力事業者の防災業務の把握	原子力事業者の防災業務計画に関する協議等	
	第3節	原子力防災専門官との連携	原子力防災専門官と連絡体制や防護対策等について平時からの密接な連携	
	第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	○ 民間企業と協定を締結するなど連携を推進 ○ 防災諸活動の推進に向けて、国有財産等を有効活用	
	第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	○ 防災拠点施設間との情報通信ネットワークの強化 ○ 被災市町から県へ被災状況報告ができない場合の対応 通信手段・経路の多様化	
	第6節	災害応急体制の整備	警戒態勢、災害対策本部設置等に係る体制整備 ○ 事態の長期化に備えて、職員の動員体制をあらかじめ整備 ○ 警察、消防、緊急被ばく医療チームとの連携強化 ○ 他の都道府県等との応援協定の締結推進および市町間における応援協定の締結促進 緊急時モニタリングの体制、緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	指針改訂予定
	第7節	避難収容活動体制の整備	○ 複合災害に備えた体制の整備、人材・資機材の確保 ○ UPZの避難計画作成支援 ○ 広域避難に係る都道府県間による協定促進 ○ 応急仮設住宅建設に関し、あらかじめ調達・供給体制を整備 ○ 被災者支援の仕組み整備 ○ 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	
	第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	○ 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ規定	
	第9節	災害警備実施体制の整備	○ 多様な情報収集・伝達システムの整備、関係機関との連携	
	第10節	緊急輸送活動体制の整備	○ 緊急輸送ネットワークの形成	

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の改定(見直し)案の記載内容

章	節	構成	主な記載内容 (○印は新規)	備考
2 災害事前対策	第11節	救助・救急、医療および防護資機材等の整備	○ 救助・救急機能の強化、緊急被ばく医療体制の整備、人材育成等	
	第12節	住民等への情報伝達・相談体制の整備	情報伝達体制、通信網の整備、メディアの活用、相談窓口の整備	
	第13節	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有 および国際的な情報発信	○ 原子力防災に関する知識の普及、広報活動、教育機関における防災教育の充実、要援護者に配慮した防災知識の普及・情報共有	
			○ 災害から得られた知見や教訓を発信	
	第14節	行政機関の業務継続計画の策定	○ 業務継続計画の作成	
	第15節	防災業務関係者の人材育成	緊急時モニタリングや被ばく医療の必要性等研修内容の充実	
	第16節	防災訓練の実施等	○ 自衛隊等と連携した訓練、シナリオレス型訓練など実践的な工夫	
第17節	放射性物質等の運搬中の事故に対する対応	核燃料運搬時の事故対応		
3 緊急事態 応急対策	第1節	基本方針	第3章全体の基本方針	
	第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	緊急時や特定事象発生時の体制整備	
			○ 一般回線が使用できない場合の対処	
	第3節	活動体制の確立	緊急時モニタリングや公衆の被ばく線量の実測、地震発生時の連絡	
			特定事象発生時等の警戒本部、災害対策本部の設置、活動体制	
			○ 専門的支援の要請、自衛隊への要請	
	第4節	住民等への情報伝達・相談活動	○ 原子力被災者生活支援チームとの連携	
			防災関係者の安全確保	
	第5節	屋内退避、避難収容等の防護活動	住民等への情報伝達活動、風評被害未然防止・軽減	
			○ 防護措置基準、防護活動の実施	指針改訂予定
			○ 避難者の健康状態や避難者の衛生状態を把握	
			○ 避難場所運営における女性の参画促進、男女双方の視点等に配慮	
			○ 安定ヨウ素剤の準備、避難者への説明	
○ 避難者に対して迅速な応急仮設住宅、公営住宅等の提供				
○ 広域一時滞在に関する他の都道府県との協議				
○ スクリーニングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用に係る措置			指針改訂予定	
第6節	治安の確保および火災の予防	○ 病院の避難計画に基づき入院者を他の施設に転院		
		○ 学校施設等における迅速かつ安全な避難		
		○ 警戒区域に車両の進入を防止する措置		
		○ 応急対策実施区域における盗難等の犯罪の未然防止、火災の予防		
		○ 緊急輸送の円滑な実施 (範囲、手段の確保)		
第7節	緊急輸送活動	国からの要請による飲食物の検査、出荷制限、摂取制限の実施		
第8節	飲食物の摂取制限等			

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の改定(見直し)案の記載内容

章	節	構成	主な記載内容 (○印は新規)	備考
3 緊急事態 応急対策	第9節	救助・救急対策計画	○ 救助・救急に係る応援要請、空中からの救助対応	
	第10節	緊急時被ばく医療計画	○ 緊急被ばく医療体制の構築、構成機関	
			○ 被ばく医療措置、安定ヨウ素剤の服用決定	指針改訂予定
	第11節	災害警備の実施	○ 警戒区域の広報、住民の避難誘導、円滑な避難のための交通規制	
	第12節	自発的支援の受入れ等	○ ボランティア支援、義援物資、義援金の受入れ	
第13節	行政機関の業務継続に係る措置	○ 避難指示区域にある庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続		
4 原子力災害 中長期対策	第1節	基本方針	第3章全体の基本方針	
	第2節	緊急事態解除宣言後の対応	○ 引き続き存置される現地対策本部等との連携・事後対策の実施	
	第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	○ 市町からの避難区域見直しの報告	
	第4節	放射性物質による環境汚染への対処	○ 環境汚染への対処について必要な措置を実施	
	第5節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	モニタリング結果の公表、平常時モニタリング体制への移行	
	第6節	影響調査の実施等	災害地域住民の記録、影響調査の実施、対策措置状況の記録	
	第7節	被災者等の生活再建等の支援	○ 被災者に対する住まいの確保、生活資金等の支給、相談窓口設置	
	第8節	風評被害等の影響の軽減	風評被害等の未然防止、影響の軽減のための広報	
	第9節	心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談体制の整備	
	第10節	物価の監視	生活必需品物価の監視および公表	
	第11節	各種制限措置の解除	専門家等の指導・助言を受けての制限措置の解除	
	第12節	復旧・復興事業からの暴力団排除	○ 復旧、復興事業への暴力団参入実態の把握、排除活動	